



◆ 津波警報改善に伴う津波警報等の新しい情報文及び

その運用開始時期について

平成 23 年 3 月の「東北地方太平洋沖地震」の甚大な被害を受けて、津波警報等の改善に向けた検討を進め、本年 2 月に「津波警報の発表基準等と情報文のあり方に関する提言」としてとりまとめ、公表しています。

同提言を踏まえて津波警報等の情報文の新しい形式・内容を確定し、5 月 16 日に公表されました。その概要は、気象庁ホームページ「津波警報の改善について」に掲載されています。

http://www.seisvol.kishou.go.jp/eq/tsunami_keihou_kaizen/index.html

新しい津波警報等の運用開始時期は平成 25 年 3 月を予定しており、具体的な日程は確定後に公表されます。

運用開始後の約 1 年間は移行措置として、新しい警報等の発表と並行して、新しい警報等の内容を現行形式により簡略化して表現した情報文を配信して、関係機関におけるシステム整備・改修の進捗を踏まえつつ、新しい警報等の伝達を確保するための措置とするとのことです。

運用開始前においても、M8 を超えるような巨大地震等の可能性を検知した場合や、高い津波が予測される中で、小さい津波を観測した場合などには、現行の情報文で表現できる範囲で提言に沿った内容を伝えるとのことです。

津波警報等の発表基準と津波の高さ予想の区分

警報・注意報の分類	津波の高さ予想の区分	発表する津波の高さ			
		改善後	発表基準	数値表現	定性的表現
大津波警報	10m以上				巨大
	8m	10m～	10m<予想高さ	10m超	
	6m	5m～10m	5m<予想高さ≤10m	10m	
	4m	3m～5m	3m<予想高さ≤5m	5m	
津波警報	3m				
津波警報	2m 1m	1m～3m	1m<予想高さ≤3m	3m	高い
津波注意報	0.5m	0.2m～1m	0.2m≤予想高さ≤1m	1m	(表記しない)